

第 9 5 号議案

足立区障がい者通所支援施設条例等の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 2 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区障がい者通所支援施設条例等の一部を改正する条例
(足立区障がい者通所支援施設条例の一部改正)

第 1 条 足立区障がい者通所支援施設条例（平成 2 1 年足立区条例第 1
5 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項第 1 号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(足立区身体障がい者大谷田ホーム条例の一部改正)

第 2 条 足立区身体障がい者大谷田ホーム条例（平成 1 3 年足立区条例
第 6 3 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項第 1 号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(足立区知的障がい者大谷田グループホーム条例の一部改正)

第 3 条 足立区知的障がい者大谷田グループホーム条例（平成 1 6 年足
立区条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項第 1 号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第 1 4 条第 1 項中「第 1 8 条」を「第 1 9 条」に改める。

第 2 2 条を第 2 3 条とし、第 2 1 条を第 2 2 条とする。

第 2 0 条第 2 項中「第 1 8 条」を「第 1 9 条」に改め、同条を第 2
1 条とし、第 1 9 条を第 2 0 条とする。

第 1 8 条各号列記以外の部分中「前条第 2 項」を「第 1 7 条第 2 項」
に改め、同条第 1 号中「前条第 2 項各号」を「第 1 7 条第 2 項各号」
に改め、同条第 2 号中「第 2 0 条」を「第 2 1 条」に改め、同条を第
1 9 条とする。

第 1 7 条の次に次の 1 条を加える。

(福祉施設指定管理者等選定審査会への諮問)

第18条 前条第2項に規定する指定管理者の候補者の選定審査に際しては、足立区福祉施設指定管理者等選定審査会条例(平成17年足立区条例第47号)第1条に規定する足立区福祉施設指定管理者等選定審査会に諮問するものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の足立区障がい者通所支援施設条例の規定、第2条の規定による改正後の足立区身体障がい者大谷田ホーム条例の規定及び第3条の規定による改正後の足立区知的障がい者大谷田グループホーム条例第9条第1項の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(提案理由)

こども家庭庁の設置に伴うもののほか、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。